

鍵預り証

武蔵コミュニティー株式会社 御中

物件名称		部屋番号	号室
鍵番号		本数	本

上記物件の鍵を貸主よりお預かり致します。
万一紛失した場合は錠を交換し、その費用は借主の負担とします。

借主 _____ (印)

使用規定

賃貸借契約書に基づく賃貸借物件の使用に当たっては、その物件、敷地、付属設備の保全と、皆様に安全で、快適な生活を送っていただくために、次の事項をお守りください。

- 公共料金の名義登録を行ってください。
入居開始と同時に電気、ガス、水道等の使用者名義登録を行ってください。
- 日常ゴミの処置
所定のゴミ収集場所、指定曜日、ゴミ分別のルールを厳守してください。
指定曜日の前夜の搬出は厳禁します。
また、ゴミが散乱しないよう十分注意し、ゴミ収集場所の美化に努めてください。
- トイレの使用に当たって
・水洗用トイレトーパー以外は使用しないでください。ティシュペーパー、紙おむつ、生理用品、タバコの吸殻等を流しますと排水管の詰りや浄化槽の故障の原因になります。
・浄化槽の場合、トイレの消臭洗剤を使用すると浄化槽内のバクテリアが死滅し、浄化能力が低下し、悪臭の原因になりますので使用しないでください。
・上記及びその他、入居者の不注意による故障発生の場合、入居者の費用負担で修理を行っていただくこととなります。
- 建物内外でのむやみな釘打ち、造作は止めてください。
壁、天井、床等にステッカー、ポスター等の貼付けや釘の打付けをむやみに行いますと退去時に修理負担がかかります。
- 共同住宅、ビルでの使用にあたって
・共同通路等共用部分には私有物(自転車、物置、空ビン、雑誌等)は置かないでください。
・他人の迷惑となることは一切禁止します。
①騒音、特に深夜はご注意ください。(マージャン、ステレオ、ピアノ等)
②悪臭の発生、動物の飼育(特に、犬、猫)、危険物の持ち込み。など
- 防犯・防火
・防犯・防火上、ドア・窓などの施錠および火の元には十分に注意してください。
・長期外出の場合は管理会社に連絡いただき、またお隣りなどに声をかけて外出してください。